

整骨院・接骨院にかかるときは

整骨院・接骨院の先生は“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。そのため施術には、健康保険の対象外のものがあります。



皆野町
けんこう大使
み～な



からのお知らせ

◎ 健康保険対象	× 健康保険対象外 (全額自己負担)
<ul style="list-style-type: none">・打撲、捻挫および肉離れなど・骨折、脱臼(原則医師の同意が必要)	<ul style="list-style-type: none">・日常生活の中での疲れや肩こり、腰痛、体調不良など・あん摩、マッサージ代替りの利用・スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛・脳疾患後遺症、リウマチ、五十肩、神経痛などの慢性病からくる痛みやしびれ・症状改善のみられない長期の施術・以前負傷した部位の痛み・原因不明の痛みや違和感

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときの注意事項

原因を正しく伝えましょう

病院での治療と重複はできません(同一負傷について同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として施術料は全額自己負担)。

また、交通事故など第三者行為では保険証は使えません。その場合は下記までご連絡ください。

ご自身で「療養費支給申請書」の内容をよく理解し、氏名は必ず自分で記入しましょう

保険証を使って施術を受ける場合は「療養費支給申請書」に署名が必要です。記載されている疾病名・施術日数・金額を確認のうえ必ず自分で署名し、領収書も必ずもらいましょう。

施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、医師の診察を受けることをお勧めします。

国保から治療内容をお尋ねすることがあります

1か月に15日以上かかっている場合は、療養費支給申請書の内容と実際の施術日数などを確認しています。国保から負傷原因、負傷部位、施術年月日、その内容などを照会することがあります。

記録を付ける、領収書を保管するなどご協力をお願いします。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

金剛石婚・金婚の御夫婦をお祝いします

令和6年中に金剛石婚・金婚を迎えられるご夫婦はお申し出ください。慶寿の祝いにご招待します。

金剛石婚(結婚60年)

昭和39年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

金婚(結婚50年)

昭和49年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

申し出

6月28日(金)までに下記へお申し出ください。

町に本籍がないかたは、婚姻日を証明できる戸籍謄本などの提示が必要です。

※招待状は9月中旬頃に送付します。



問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233 町社会福祉協議会 ☎62-4615